

議 事 録

- 議長 只今より、令和5年7月定例農業委員会を開会させていただきます。
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきようお願いいたします。
- なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。
- 事務局 傍聴者はありません。
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中13名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。
また、推進委員は6名中6名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。
- 議長 本日、ご審議をさせていただき案件は5件、ご報告申し上げます案件は6件となっております。
署名委員ですが、宗野委員と松浦委員です。
最後まで、よろしくお願い申し上げます。
それでは議案第9号1番案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。
- 事務局 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
次のとおり、農地の所有権移転の申請があったので、委員会の意見を求める。
令和5年7月5日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫
- 1番案件 朗読
- なお、農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上でございます。
- 地区委員 それでは議案第9号1番案件につきまして、ご説明申し上げます。
【場所説明①】
譲受人の●●さんは、譲渡人の●●●●●●●●●●です。●●に住んでおられ、当該申請地には約15分で来ることができます。サラリーマンなのでなかなか会える日がなく、7月2日にお会いしました。

●●●●●●●●●●は91歳のご高齢で、現地には行けないということで、1週間ほど前に自宅に伺い、お話を聞いて参りました。

【場所説明②】

●●さんはサラリーマンのため、週末しか農業ができません。土日は必ず来て、作業されていました。果樹では梅やミカン、野菜類はサツマイモやじゃがいもなどの根菜からトマト、ミョウガ、ゴーヤなどかなり幅広く作っておられます。彼は現在57歳で、後3年したらもう定年なので、定年後は週末だけでなく、本格的に農業をしていきたいと意気込んでいました。

●●●●は91歳で管理もできないということなので、譲り渡すということです。

以上よろしくご審議お願いします。

それと蛇足ですが、このエリアは今、小山田西地区の産業用地開発に入っています。そのため、何年になるかはまだはっきりはしていませんが、少なくとも5年は作れるだろうと言っておきました。そうしたら、小山田のどこかの地区で、賃貸ではなく土地を買いたいと意気込んでおられていました。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決めました。次、議案第9号2番案件の朗読をよろしくお願いします。

事務局 2番案件 朗読

なお、農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

地区委員 それでは議案第9号2番案件につきまして、ご説明申し上げます。

【場所説明】

民家では日常色々としているけれど、お住まいはされていないとおっしゃっていました。民家の後ろ2、3mは、草があまり生えておらず、民家の3mほど離れたところにはセイタカアワダチソウや木などが生えていました。

●●氏に聞くと、定年退職したらこの畑を野菜畑にしたいとおっしゃっていま

した。草刈りや雑草を倒すために除草剤を撒くのはどうですかと言うと、自宅の近くに小さな自家米を栽培し、自然農法でやっております。一切そのようなものは使わないとおっしゃるので、ではどうされますかと聞いたら、もう向こうは黙り込んでしまって何も言いませんでした。これ以上話すのは難しいので、1年以内に綺麗に草を刈ってくださいと言いました。

自然農法にこだわっているそうなので、自家米を食べられたらいいとおっしゃり、全然前に進みません。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 当該地の前は、変わった軽トラを置いてあるところですか。

委員 そうです。

委員 区画整理のところに入っているのですか。

委員 入っていますが、農業を継続したいということで申請されています。

委員 そうすると、換地した暁には、場所が今の場所から変わる可能性がありますので、もうすぐ今の場所も使用停止になるのではないのでしょうか。そのため、今農業をするというのは少し難しいのではないのでしょうか。

事務局 事務局から補足説明します。

●●●ともお話をさせていただきましたが、当該土地は土地区画整理事業の区域内にぎりぎり入っております。申請者はこれからも農業を続けていくという希望を区画整理の組合に出しています。普通はそのことを確かめたりしませんが、農地として続けたいという証明を提出してもらって、申請していただきました。換地されるということで、先程●●●●がおっしゃったのですが、換地した後も農地を続けるということで申請が上がってきた状況です。そのため、急に気が変わったということで、転用が上がってきたら言っていることが異なりますし、区画整理の組合にこの方の土地が永久転用で農地ではなくなるというような申請をされたら困るという話をしている状況です。

換地される前に一時転用で、調査でこの方の土地を少し掘りますというような申請は出てくるということは聞いていますが、それはすぐ終わります。その土地が区画整理された後、農地ゾーンにこの方の土地が換地され、農業をするというような一応誓約をしてくれたという状況です。

委員 事前に事務局から相談を受けたので、その誓約書に通常は「農業を続けます」

ですが、換地された先が現在は分からないので、その場所だとしなないと言われていたらいけないので、「転地先が区画整理内の場所である以上はどこを提示されても農業をします」と誓約書に少し書き加えてもらいました。

事務局 以上2点、誓約書に書き加えていただいたのと区画整理の証明をもらってきたというのが、いつもの申請と違うところです。

委員 こちらには農業をすると言い、区画整理事業では宅地の換地を受けようとしているのではないかと怪しいので、提出してもらってくださいと言いました。

議長 今、事務局から説明していただきましたが、他にご意見ございませんか。

委員 今、●●●●がおっしゃった内容は、すでにされているのでしょうか。

委員 方法としては、こことここを押さえたらどうですか、というご提案をさせていただいたところ、一応それはできています。

区画整理事業には宅地が欲しいと言っておきながら、こちらには農地ということがないように、農地の申請をしている証明が必要ということと、農地の場所が、違う場所になったからもうしないなど後で言われないう、区画整理事業内の農地であればどこでも農業を続けますというのを誓約書に一筆、普段と違うことを書いてもらいました。それを現にさせていただいたそうです。

議長 他に意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第9号3番案件の朗読をよろしくお願いします。

事務局 3番案件 朗読

なお、農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

地区委員 それでは議案第9号3番案件につきまして、ご説明申し上げます。

【場所説明】

譲渡人の方は高齢者施設に入っておられ、高齢者施設でお亡くなりになりました。相続をされる方が身内に誰もおられない場合は、国に徴収されるそうなので、相続するような人を探し、その方へ所有権移転されることになったそうです。

譲渡人の弁護士は、●●●●さんが入所されていた高齢者施設で契約されている方で、譲受人はこの●●さんの従兄弟になるそうです。

現地へは、6月14日に立会いをさせていただきました。先程申したような状態ですが、この譲受人は●●や●●●でも一部果樹などを植わっておられます。住所は●●ですが、週に2日ぐらいはこちらの方に来てるということで、じゃがいも等を植えて耕作をしたいとおっしゃっておられました。しかし、現時点で草も生えてない状況ということは、多分、ずっと除草剤を撒いておられ、すぐには植え付けることはできないので、その薬が抜けるまで待ち、耕作したいと思っておられました。また、葛が生えているところに関しては、この夏で処理して、じゃがいもを植えたいとおっしゃっていました。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 ●●市から通っておられるんですか。

委員 そうおっしゃっていました。週2日ほど来られているという話でした。日帰りで来られているかまでは私も聞いてないので分かりません。

委員 譲渡人は何歳ぐらいの方ですか。

委員 80歳～90歳くらいとおっしゃっていたと思います。

委員 この案件では従兄弟の方がおられたと思いますが、相続人がいなかった場合はどうなるんですか。

委員 家庭裁判所が、弁護士などを任命します。それで、相続人がいらっしゃらなくても、何か寄与した方に少し財産とかを分けて、残ったものは国庫に帰属となります。国もこの農地を貰っても困るみたいな話が少しあったのかなと想像したのですが、それで引き受けてくださる方を親戚の中で探されたのかなと話を聞いて思いました。

委員 今回は相続人がおられましたね。

委員 譲受人は相続権はないと思います。あったら相続財産管理人は指定されません。だから貰われるか、売られるかをしたのかなと思います。贈与は安いお金でとおっしゃっていたから、そこは私には分かりません。身寄りのない方でも預金があれば国庫に帰属します。

議長 他に意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第9号4番案件の朗読をよろしくお願いします。

事務局 4番案件 朗読

なお、農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

地区委員 それでは議案第9号4番案件につきまして、ご説明申し上げます。

【場所説明】

6月23日のお昼から、●●さんと現地でお会いさせていただきました。

●●さんいわく、この土地は、●●さん、●●さん、●さんの3人の共有地ですが、実際は、●●さんが20年近く、単独で管理されているとおっしゃっていました。

現地に行きますと、すべての水田に苗が植わっている状況で、非常に美しく作っておられたんですけども、その周りは休耕地で、ほとんど草がぼうぼうで、●●さんのところだけ綺麗にされていました。水は、この土地の横にちょうど池があり、その池の水を利用してポンプアップをしておられるみたいです。

●●さんと●さんは他にもたくさん土地を所有しており、この場所は20年ほど●●さんが単独で管理していたことから、●●さんが購入するという状況です。なお、●●さんはお住まいが●●●なので車で10分ほどで来ることができ、水は池があるから大丈夫だと思い、購入したとおっしゃっていました。

ただし、田は水の便が悪いので、周りがほとんど休耕になっているのが少し気になるというお話もされていました。

後を継ぐ人間がおらず、10年ぐらいは米作りを努めたいとおっしゃっていた

ので、それくらいは耕作されると思いました。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 地図で緑の箇所の上の土地は、●●さんと●さんは持つておられないのですか。

委員 5筆は●●さんと●●さんの共有地です。他の部分ではありません。

委員 「譲受人は、農業経営面積持分取得のため」と、変わった書き方していますね。「農業経営継承のため」や「規模拡大のため」とはならないんですか。

事務局 いずれの土地にしましても、●●さん、●●さん、●さんの共有名義になっています。通常でしたら継承のためと記載しますが、自らこの土地の権利をお持ちですので、残っている農業経営の権利を譲受人に移譲するという意味で記載しました。

委員 3人の方の共有持ち分をすべて●●さんに移すということですね。

事務局 そうです。

委員 本当は3人で分けるのが普通ですが、2人が他にもたくさん土地を持っているから、●●さんの管理となったということになっているのでしょうか。

委員 本音を言うと、●●さんいわく、●●さんも●さんもさらに利便性のいい土地をたくさん持っているから、この土地をあげるので作ってくれとなったそうです。車で行くときにはかなり気を付けて下りないと、急な坂道です。

委員 【場所確認】

委員 そうです。

委員 あの坂を下りていくのか。

委員 運転を間違えたら池に入る可能性もあるのでは。

委員 そのようなところは要らないということですね。

委員 だから●●さんいわく、共有地になっているのは事実ですが、単独で20～3

0年単独で管理しているし、他にもたくさん土地を持っているからここをあげるということになったそうです。購入したと言わず、もうあげると言われたそうです。

議 長 他に意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第10号につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第10号 農用地利用集積計画の作成について

次のとおり、河内長野市長から農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求める。

令和5年7月5日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

なお、本件については、業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第10号案件につきまして、ご説明申し上げます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●氏と貸し手である●●氏との間で5年前に設定されました利用権について、その契約を更新するために申請されたものであり、今回で2回目の更新となります。

借り手の●●氏につきましては、退職を機に本格的に農業に従事するようになりました。●●地区では当該農地以外にも借入農地があるほか、近隣に複数の農地を所有されており、合わせて●●●●㎡を耕作されています。現在は●●●●実行組合の組合長であり、実行組合●●地区の地区長も務めておられます。また、当該農地を含め、ほとんどの農地では稲作をされており、一部の自作地では夏野

菜を栽培しています。

一方、貸し手の●●氏におかれては、農業以外の仕事をされていることに加え、●市にお住まいであることから、当該農地の日常管理が困難な状態であり、引き続き当該農地を●●氏へ任せたいという意向を持っておられます。

当該利用権設定により遊休農地の削減、当地区の農業振興並びに景観の保全についても有効な手段であると判断し、申請を受理し本諮問に至った次第でございます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

地区委員 それでは、議案第10号案件につきまして、ご説明申し上げます。

【場所説明】

農林課から説明がありましたように、借り手の●●氏は退職を機に農業に本格的に従事されておられます。●●地区で当該農地以外にも借り入れ農地や近隣に普通の農地を所有され、合計で●●a以上水稻栽培をされております。

一方、親戚と2人で、田植えシーズンと秋の小学校の時期に、請負作業もされておられます。

現在は●●●実行組合の組合長であり、実行組合の●●地区地区長を務められておられます。他にも幅広く、色々とされておられます。

貸し手の●●氏は、農業以外の仕事をされ、●に住まれ、当該農地の日常管理が困難なために、引き続き●●氏に任せたいというお考えでございます。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

これで審議案件5件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。本日も報告申し上げます案件は、6件でございます。ご質問ご意見につきましては、報告案件終了後に承りたいと存じます。

では、報告第9号案件の朗読をお願いします。

事務局

報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
次のとおり、農地転用の届出を受理したので、委員会に報告する。

令和5年7月5日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1 番案件 朗読

2 番案件 朗読

なお、1番案件・2番案件とも対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第4条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出書に添付すべき書類が添付されていない場合など、届出を受理しない場合に該当しないため、本件受理については、問題ありません。

また、現況についてご説明いたしますと1番案件につきましては、【場所説明】。

昭和37年から住居が建てられ、その後、増築して倉庫が建てられており、本来転用届出を提出すべきところ、農地法の届出を失念していたということでした。市街化区域内の農地であり、周囲に迷惑をかけないように配慮しており、また苦情もないということで、受理するもので問題はないと考えます。

2番案件につきましては、対象地は、【場所説明】。

昭和40年に住居が建築され、本来転用届出を提出すべきところ、農地法の届出を失念していたということでした。現在は建物が取り壊されていますが、すでに周囲は住宅に囲まれており、転用後は家を建てるのが目的と聞いております。周囲に農地はなく、迷惑となるようなことはなく、今までも苦情もないということから受理するもので、問題はないと考えます。

以上です。

議長

次に、報告第10号案件の朗読をお願いします。

事務局

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

次のとおり、農地転用による使用貸借権設定の届出を受理したので、委員会に報告する。

令和5年7月5日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1 番案件 朗読

2 番案件 朗読

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第

5条第1項第6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出書に添付すべき書類が添付されていない場合など、届出を受理しない場合に該当しないため、本件受理については、問題ありません。

また現状等についてご説明いたしますと、1番案件は、【場所説明】。

宅地開発による転用で、市街化区域内の農地であり、周囲に迷惑をかけないようにします。また、苦情等もありませんということで受理するもので、問題はないと考えます。

2番案件は、対象地は、【場所説明】。

こちらも宅地開発による転用で、市街化区域内の農地であり、周囲に迷惑をかけないようにします。また、苦情もありませんということで受理するもので、問題はないと考えます。

議長 次に、報告第11号1番案件の朗読をお願いします。

事務局 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
次のとおり、解約通知があったので、委員会に報告する。
令和5年7月5日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件朗読

地区委員 それでは、報告第11号1番案件について、ご説明申し上げます。

【場所説明①】

●●さんには6月10日に電話でまず連絡をさせていただきました。

【場所説明②】

●●さんをよく知っていますが、女性1人で耕作するのが難しいので、実態はここ10年ぐらいは●●さんのご親戚が作っておられたということです。また、ご親戚の人ももう高齢になり、ここ数年間はご親戚も作れないということで、●●さんのご近所である知り合いの方に耕作を依頼し、その方が実際は作っておられました。その実際作っておられた方に、6月10日の昼から現地でお会いをして、現場を案内してもらいました。

その耕作者いわく、たくさんの農地を借りながら耕作しているが、もう自分も高齢になったので、利便性の悪いところはもう止めるということです。そのため、令和4年度をもってこの土地を耕作するのを止めますということを●●さんに通知されたそうです。通知を受けた●●さんは、土地所有者の●●さんの方に解約を申し出られたという実態です。

今後この土地をどうされるかを●●さんに聞いても分からないということだったので、6月11日に●●さんへご連絡しました。●●さんは、場所的にはあまりいいところではないが、私は●●に住んでいるし、この場所へ数年間行ってい

委員 報告第10号について、●●●●にお聞きしたいです。譲受人が会社で売買となる案件ですが、売買の場合も譲受人、譲渡人というのが正解ですか。身内や知り合いが譲受人・譲渡人となるのは素直に入ってくるのですが、売買なのに、譲り渡すってという言葉が合わないような気がするのですが、どうでしょうか。

委員 贈与というのは、タダで渡す、あげるという理解ですよね。それよりも大きい概念として、渡した側、貰った側ということで譲渡人というように使っているので、間違っているということにはならないです。

委員 それが通常でとっているのですか。

委員 そうですね。ただし、おっしゃるとおり、贈与の場合に、譲受人って言います。だからそれだけを指すように思ってしまうかもしれない。贈与は無料ですが。譲渡は少し売値より安いというイメージがあるのかもしれませんが。売買の場合は、企業も儲けがでないといけません。だから、売主、買主、贈与人、譲受人を、もう一つ上の概念というか両方を含む概念として、譲渡人、譲受人とする。詳しい内容は省略されておられるので、間違いとは言えないと思います。だから、譲り渡すというのは売主も入っているし、贈与する人も入っている。譲受人は買う人も入っているし、貰った人も入っているという意味で、そこは詳しくは書いておられないことから間違いではないと思います。ただし、皆さんの方がもう少しはっきり書いてもらったほうが良いということもあるかもしれません。しかし、届出書の内容だけでははっきりしないこともあるかと思しますので、大きい概念の方を使っておられるのかと思います。このように記載したらまるであげた、貰ったというように見えるのは、必ずしもそうではなくて、売った、買った場合もこれは含んでいるという概念でおかしくないかなと思います。

議長 他に意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項によりここに署名する。

議 長	峯芝 謙次	
署名委員	宗野 敏雄	
署名委員	松浦 孝次	

協 議 会

協議事項

- 1 8月定例農業委員会について
開催日 令和5年8月7日(月)午後1時30分から
場 所 行政委員会室
- 2 大阪農業時報第850号について
- 3 活動記録カードについて
- 4 生産緑地法に基づく生産緑地の斡旋協力について
- 5 その他

令和5年7月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	議長
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	欠席	
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
15	松浦 孝次	農業委員	出席	議事録署名人
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	